

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成16年9月9日(2004.9.9)

【公開番号】特開2003-95894(P2003-95894A)

【公開日】平成15年4月3日(2003.4.3)

【出願番号】特願2002-252630(P2002-252630)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 7/11

【F I】

A 6 1 K 7/11

【手続補正書】

【提出日】平成15年8月29日(2003.8.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

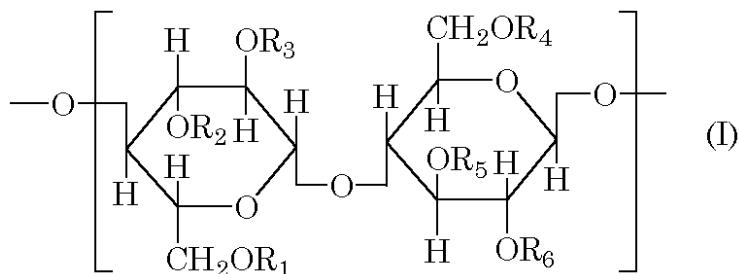
【請求項1】

以下を含むエーロゾル装置に封入したスタイリング組成物：

- ・化粧品として受容可能な液状媒体中に溶解した形態にあり、カルボキシアルキルアルキルセルロースから選択する少なくとも一つのフィルム形成性の固定化ポリマーを含む液相及び
- ・少なくとも一つの噴射剤。

【請求項2】

カルボキシアルキルアルキルセルロースが以下の式(I)の繰り返し単位を有する化合物に相当することを特徴とする、請求項1に記載のスタイリング組成物：



式中、

R₁ ~ R₆は相互に独立して、水素原子、C₁ ~ C₄アルキル基又はカルボキシ(C₁ ~ C₄アルキル)基を表す、

及びこれらの分子の化粧品として受容可能な塩。

【請求項3】

平均重合度が30 ~ 300であることを特徴とする、請求項1又は2に記載のスタイリング組成物。

【請求項4】

カルボキシアルキルアルキルセルロースがカルボキシメチルエチルセルロースであることを特徴とする、請求項2に記載のスタイリング組成物。

【請求項5】

式(I)のカルボキシアルキルアルキルセルロース以外のいずれのフィルム形成性固定化ポリマーも含まないことを特徴とする、先の請求項1ないし4のいずれか1項に記載のス

タイリング組成物。